

第11 住宅

住宅施策の基本方針

県民の豊かな住生活の実現に向けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性等を定め、住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「第3次千葉県住生活基本計画」（平成29年3月策定）を、平成22年度に創設された「社会資本整備総合交付金」を活用するための実施計画として「千葉県地域住宅計画（第四期）」（平成30年3月策定）をそれぞれ策定し、住宅施策を推進しています。

(1)第3次千葉県住生活基本計画

計画期間 平成28年度から令和7年度まで



○目標1 「若年・子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる豊かな地域社会の実現」

若年・子育て世帯や高齢者が福祉や医療、子育てに関する適切なサービスを受け、地域において、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

○目標2 「住宅セーフティネットの確保」

全ての世帯が、その世帯構成に応じ、必要不可欠な住宅が確保できるような環境の構築を目指します。

○目標3 「次世代にも承継される良質な住宅の形成と空き家の利活用等の推進」

県民が次世代にも承継できるような、安全で安定した生活を送ることができる良質な住宅づくりと適切に維持・管理するための環境づくりを目指します。

○目標4 「多様な居住ニーズに応じた住宅市場の環境整備」

県民がそれぞれのニーズに合わせて最適な住宅・住環境を適切に選択できるような市場環境の整備を目指します。

○目標5 「良好な居住環境の形成」

県民が安心して暮らし続けられるような良好な居住環境の形成を目指します。

(2)千葉県地域住宅計画（第四期）

計画期間 平成30年度から令和2年度まで

主な指標 住生活に関する満足度 60%（H27）→増加（R2）

公営住宅の整備と管理

公営住宅は、公営住宅法に基づく低額所得者向けの公的賃貸住宅を、県及び市町村が建設しています。県と市町村の役割分担は、基本的には市町村が当該市町村内の需要に応じて供給を図ることとし、県は全県的な需要と供給のバランスを考慮し、不足戸数を広域的に解消するよう努めています。

(1)県営住宅

昭和20年度から令和元年度までの県営住宅建設戸数は26,070戸で、令和2年度は令和元年度からの継続事業として、佐津間県営住宅（1棟29戸）の建設を実施しています。ユニバーサルデザインの考え方も取り入れた高齢者対応、ニーズに対応した改善・改築等、既存住宅にバリアフリー化などの新たな機能、価値を加えた改善事業を実施します。

令和元年度末現在の県営住宅管理戸数は、143団地19,168戸です。

これらの管理業務は、入居者の募集・決定、住宅の修繕、家賃の収納など広範囲にわたっていることから、住宅管理の一層の効率化と入居者へのサービス向上を図るため、平成18年4月に公営住宅法に基づく管理代行制度を導入し、千葉県住宅供給公社に県営住宅の管理業務の一部を代行させています。



国府台県営住宅（市川市）



成田市南団護台団地（成田市）

(2)市町村営住宅

昭和26年度の公営住宅法施行以降、令和元年度末までに29,167戸建設（借上戸数1,335戸含む）され、47市町村が21,865戸を管理しています。

住宅対策関係事業

(1)社会資本整備総合交付金

本県では、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金を活用するため、千葉県地域住宅等整備計画（二期）及び千葉県地域住宅等整備計画（防災・安全）（二期）を策定し、住宅政策を推進するための基幹的な社会資本整備事業のほか、その効果促進を図るソフト事業を実施しています。主な基幹事業は次のとおりです。

○地域住宅計画に基づく事業

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を生かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業です。

○住宅市街地盤整備事業

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地等の地域における住宅建設事業及び住宅宅地開発事業の推進を目的として、関連する公共施設等の整備を行う事業です。

(2) 高齢者の居住の安定確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、千葉県高齢者居住安定確保計画を策定するとともに、民間の行うサービス付き高齢者向け住宅の登録・情報提供や、終身建物賃貸借事業の認可等を行い、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、制度の周知・普及に努めています。

(3) 住宅セーフティネット制度

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、千葉県賃貸住宅供給促進計画を策定し、賃貸住宅の登録・情報提供や居住支援法人の指定等を行うなど、高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、制度の周知・普及に努めています。

(4) マンション管理の適正化

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」等に基づき、県では、マンション管理基礎講座を実施するとともに、法律の普及を図り、マンション管理組合等が的確な管理を図れるよう支援に努めています。

(5) 住宅の品質確保の促進等

県では、住宅取得に関するトラブルの防止や万一のトラブルの際も消費者の立場から紛争を速やかに処理できるよう、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」や「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」等に基づく制度の周知・普及に努めています。

また、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」に基づき、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及に努めています。

(6) 住宅関連相談等

住宅等に関する相談や情報提供を行うため、千葉県住宅供給公社の総合案内所内に「住まい情報プラザ」を設置し、住宅、宅地、法律問題等について関係機関への紹介を行うほか、公共賃貸住宅に関する案内を行っています。

(7) 長期優良住宅建築等計画の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅の建築計画及び維持保全計画について、長期優良住宅の計画として認定を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進のため、法律や制度等の周知に努めています。

(8) 空き家対策の推進

適正な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境の保全、空き家の活用等を目的として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

県では、空き家に係る情報提供や対策の検討を行い、市町村や関係団体と連携して、空き家対策の推進に取り組んでいます。

(9)適切な住宅リフォームの実施

県では、住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成を図ることを目的として、県内の建築関係団体とともに「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を平成24年2月に設立しました。

また、県民が安心してリフォームを行うことができる環境整備に努めており、令和元年度は県民向け住宅リフォーム相談会及び講習会、事業者等向け講習会を開催しました。

その他の住宅の建設等

(1)特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅（略称：特優賃）とは、法律に基づいて、中堅所得者向けに供給されるファミリータイプの賃貸住宅で、土地所有者（オーナー）が建設し、県（政令市）の指定を受けた法人が管理を行う制度です。また、国と県（政令市）からの補助により入居者の負担が軽減されます。平成15年度末までに、県全体で6,973戸（県5,735戸、千葉市1,238戸）建設され、令和元年度末現在、県全体で505戸（県505戸、千葉市0戸）が供給されています。



特定優良賃貸住宅（ノーブル東松戸：松戸市）

(2)高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅（略称：高優賃）とは、バリアフリー構造を有するなど、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅で、法律に基づいて、土地所有者等（オーナー）が建設し、地方公共団体や知事が定める基準に該当する法人等が管理を行う制度です。国と県、市町村からの補助により入居者の負担が軽減されます。

平成15年度末までに、県モデル事業として36戸が建設されました。

平成15年度以降については、福祉施策との連携や地域の実情に対応した事業展開を図るため、市町村が主体となって事業の促進を図ることとし、平成18年度末までに36戸（旭市、市川市）が建設されました。

(3)サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とはバリアフリー構造、一定の居室面積・設備を有し、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービス等が提供される高齢者が安心して居住できる賃貸住宅で、令和元年度末現在333件11,830戸（政令市・中核市含む）が登録されています。住宅の建設費については国の補助にあわせて、平成26年度より県独自の補助制度を創設し、更なる供給促進を図っているところです。



サービス付き高齢者向け住宅（ういず・ユー ホープリビング成田）